三二七の一、三二八、三二九の二、三三〇の一、三三一から三三七まで、三三四の一、三三七の一、三三八の二、三四二の一、紀伊長島区東長島字柳ケ谷一八一八、一八一八の一、一八一九、一八二〇の一、字スルジ二三八三の一〇、二三八三の一五、二三八三の一六、字政ケ谷二三九四の三四（国有林）、二三九四の二（次の図に示す部分に限る。）、二三九四の一、二三九五、二四〇一、二四〇三、二四〇三の一、二四〇七、二四〇八、海山区中里字大平四三八（次の図に示す部分に限る。）、四四〇の一、四四一、字小枕三五三の一・三五三の三・三五四から三五九まで・三六一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三五三、三五三の二、三五七の一、海山区矢口浦字栗生八六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、八六六の一、八六七の一、字大谷平山八六二の四〇、字在前九一五の二、九一五の三、九一五の六、九一五の一一、九一五の三三、九一五の三四、九一五の五五、海山区便ノ山字高原五九五、五九六、字椴谷六二三の三・六二三の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、六二三の一（次の図に示す部分に限る。）、六〇〇、六二一、六二二、海山区相賀字西ノ谷一八四八・一八四九・一八五一・一八五二・一八五四・一八五五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一八四〇の一、一八四〇の二、一八四一から一八四三まで、一八五〇、一八五三、一八五六、一八五八から一八六〇まで、一八七九、字二札張一八七三の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一八六六の二（国有林）、一八四五（次の図に示す部分に限る。）、一八四四、一八四六、一八四七、一八六二、一八六三、一八六六の一、一八七三の一、海山区上里字〆田賀七二三の四五・七二四の三・七二四の一〇・七二五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七二四の四から七二四の九まで、尾鷲市九鬼町字中村七九六の七（国有林）、七八六の一、七八七、七九〇の一から七九〇の三まで、七九五、七九五の一、七九五の三から七九五の五まで、七九六の一、大字南浦字馬越甚兵衛平三八三、字小久兵衛谷三九二一から三九二三まで、三木里町字杉ノ本一三六二の一（次の図に示す部分に限る。）、一三六一、字下野谷一三七五の二九・一三七七の一・一三七七の二・一三七七の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六四、一三七一、一三七五の三〇、一三七五の三一、一三七六、一三七七の三、一三七八、一三七八の一、一三七八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県北牟婁郡紀北町海山区小山浦字柳ケ瀬一〇三二、字矢所一〇三三の一、海山区便ノ山字滝ノ川九七六の一、九七六の五から九七六の八まで、九七六の三八から九七六の四二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十七年九月九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森　**裕**

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23693	ブタクロール・ベンゾビシクロン・ベンゾフェナップ粒剤	メルタス１キロ粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎
23694	ブタクロール・ベンゾビシクロン・ベンゾフェナップ粒剤	ＳＤＳ　メルタス１キロ粒剤	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　高橋順一
23695	イマゾスルフロン・オキサジクロメホン・ピラクロニル・プロモブチド水和剤	デルタアタックフロアブル	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　ヤマト種苗緑化株式会社　代表取締役　大谷敏幸
23696	イマゾスルフロン・オキサジクロメホン・ピラクロニル・プロモブチド粒剤	デルタアタックジャンボ	〃
23697	イマゾスルフロン・オキサジクロメホン・ピラクロニル・プロモブチド粒剤	デルタアタック１キロ粒剤	〃
23698	ナミテントウ剤	テントップ	茨城県稲敷市沼田2629番地１　株式会社アグリ総研　代表取締役　高橋澄晴
23699	ＤＣＭＵ水和剤	サンケイカーメックス顆粒水和剤	沖縄県豊見城市字高安586番地　琉球産経株式会社　取締役社長　新垣勲
23700	ＤＣＭＵ水和剤	一農カーメックス顆粒水和剤	沖縄県沖縄市海邦町３番11　第一農薬株式会社　代表取締役　下地隆弘

○農林水産省告示第六百十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十七年九月十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森　**裕**

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23701	マンデストロピン水和剤	スクレアフロアブル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23702	マンデストロピン水和剤	シパコン	東京都中央区日本橋小網町１番８号　住化グリーン株式会社　代表取締役　美馬彰

○農林水産省告示第六百十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成二十七年九月十八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年三月二日

農林水産大臣　森山　**裕**

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23703	トルプロカルプ粒剤	サンプラス粒剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功
23704	トルプロカルプ粒剤	ゴウケツ粒剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝